

**令和元年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会**  
**医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第**

日時 令和2年2月5日(水)  
午後2時から午後4時まで(予定)  
場所 倉吉市上井公民館 2階 視聴覚室

**1 開会**

**2 報告・連絡事項**

- (1) 医療的ケア児者の人数把握について ※資料①
- (2) 令和元年度鳥取県医療的ケア児等支援コーディネーター研修報告及び次年度予定 ※資料②
- (3) 医療型短期入所実施医療機関同士の意見交換会について ※資料③

**3 議事**

- (1) 医療的ケアを要する障がい児者の受け入れ先の拡大について
  - ①短期入所事業所一覧の公開について ※資料④
  - ②医療的ケア児者に係る県の事業について ※資料⑤
  - ③東部拠点施設「ナーシングデイこすもす」について ※資料別添
- (2) 今後の協議の進め方(解決していきたい課題)について ※資料⑥
- (3) その他

**4 閉会**

R1鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制専門部会】（第2回）名簿

【委員】

	氏名	所属・職	備考
1	光岡 芳晶	鳥取県相談支援専門員協会 代表理事	
2	西田 法孝	医療法人社団西田内科 院長	欠席
3	中井 恭子	就労継続支援A型事業所フレンズ 管理者	
4	水本 佳代子	NPO法人ぴのきお 理事	
5	浦島 悦子	鳥取市社会福祉協議会鳥取市基幹相談支援センター 相談支援専門員	異動に伴う変更
6	山根 貴之	相談支援センターPIECE 相談員	
7	守部 裕子	鳥取市障がい福祉課 係長	
8	山崎 慎之介	倉吉市福祉課 係長	
9	米田 克宏	米子市障がい者支援課 担当課長補佐	

【オブザーバー】

	氏名	所属・職	備考
1	玉崎 章子	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長	
2	木村 弘子	総合療育センター 副看護師長	
3	有馬 理香	特定非営利活動法人ぴのきお 理事	
4	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびと一まれ 理事長	
5	谷川 英里	中部療育園 理学療法主任	
6	坂本 万理	公益社団法人鳥取県看護協会 ナーシングデイこすもす 室長	所属変更
7	安本 理恵	鳥取養護学校 教頭	
8		鳥取県小児科医会	

【事務局】

	氏名	所属・職	備考
1	谷口 康彦	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長	
2	山本 伸一	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長	
3	内藤 佐弥子	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長	
4	永田 慎二	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 係長	
5	森山 孝之	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 係長	
6	中森 黎	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 主事	担当者変更

## 鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

### (協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

### (委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、座長(座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長)が招集し、座長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べるることができる者を、オブザーバーとして招聘することができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

### 附 則

この要綱は、平成25年10月1日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

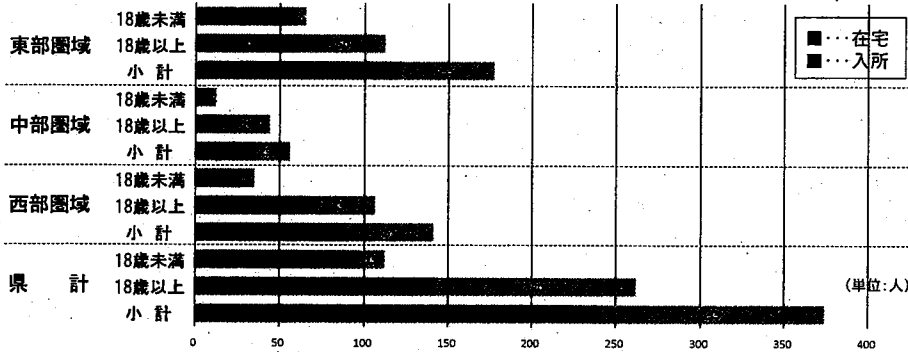
## 県内の医療的ケア児の状況

圏域	就学前児	学齢児	圏域計	機関(照会先)
東部	(21) 24	(45) 48	(66) 72	鳥取教育園 中央病院 県教育委員会(鳥取県立学校/白鳥 坑頭中学校/鳥取県立学校/公立中学校) 鳥取附属特別支援学校
中部	(5) 4	(8) 6	(13) 10	中部療育園 厚生病院 鳥取大学医学部附属病院 県教育委員会(倉吉養護学校/公立 中学校)
西部	(25) 28	(40) 43	(65) 71	総合療育センター 鳥取大学附属病院 県教育委員会(若生養護学校/女子 養護学校/公立小学校)
合計	(51) 56	(95) 97		(単位:人)

※1.「就学前児」は令和元年5月1日時点、「学齢児」は平成30年度の人数。  
 なお、「就学前児」は、県立療育機関と病院の利用者が重複している可能性がある。  
 ※2. 各欄上段の「( )内」(カッコ内)の数値は、昨年度的人数。

## 平成31年4月1日時点の重症心身障がい児・者の状況

市町村、障害児入所施設への照会による



■重症心身障がい児(18歳未満)は112名で  
 そのうち約87%が在宅で生活している。  
 ■重症心身障がい者(18歳以上)は262名で  
 そのうち約54%が在宅で生活している。  
 ■圏域別に見ると、東部圏域が177名、中部  
 圏域が56名、西部圏域が141名である。

圏域	年齢	在宅(人)	入所(人)	計(人)
東部	18歳未満	60	5	65
	18歳以上	62	50	112
	小計	122	55	177
中部	18歳未満	10	2	12
	18歳以上	17	27	44
	小計	27	29	56
西部	18歳未満	27	8	35
	18歳以上	63	43	106
	小計	90	51	141
県計	18歳未満	97	15	112
	18歳以上	142	120	262
	小計	239	135	374

## 令和元年度 鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修 結果概要

## 1 研修目的

医療的ケア児等が地域において必要な支援を受けながら安心して生活できるよう、多様化するニーズを的確に把握し、関係機関との連携調整を行い、きめ細やかで適切な支援をコーディネーターとする者を養成する。  
※平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における「要医療児者支援体制加算」の対象研修。

## 2 医療的ケア児等コーディネーターに求められる役割

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する。

## 3 研修日程等

	日程	時間	会場
1日目	令和元年9月4日(水)	9:00~17:30	西部総合事務所 本館2階 講堂
2日目	令和元年9月5日(木)	9:00~17:30	まなびタウンとうはく 4階 多目的ホール
3日目	令和元年10月1日(火)	9:00~17:30	
4日目	令和元年10月2日(水)	9:00~17:30	

## 4 研修概要

- 1日目は、医療と福祉についての基礎講義と、ライフステージに応じた支援について保護者、現場の専門職によるパネルディスカッションを実施した。
- 2日目は、実習機材を用いた医療的ケアの講義、計画作成の講義及びグループワークを実施した。
- 3日目、4日目は5グループ(職種、圏域混在)に分かれ、ファシリテーター(各1名)を配置し、障害児支援利用計画作成のグループワーク、模擬担当者会議、圏域別及び職種別の意見交換を行った。

## 5 医療的ケア児等コーディネーターの修了者数、職種及び圏域の内訳

- (1) 修了者数 22名
- (2) 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	5	0	4	9
看護師	1	2	2	5
保健師	2	1	2	5
作業療法士	0	1	0	1
社会福祉士	0	1	0	1
サービス管理責任者	0	0	1	1
圏域合計	8	5	9	22
市町村内訳	鳥取市 6名 岩美町 1名 若桜町 1名	倉吉市 3名 湯梨浜町 1名 琴浦町 1名	米子市 7名 境港市 1名 大山町 1名	

## 6 次年度の予定

- ・2年間で計59名のコーディネーターを養成し、12市町村に配置をした。(次頁参照)。次年度は、未配置の7自治体(智頭町、三朝町、北栄町、南部町、伯耆町、日南町、日野町)からの受講を積極的に促す。
- ・研修カリキュラムを、厚生労働省が見直し中であり、医療的ケア児等コーディネーター養成研修プログラム案評価研修(R1.11.6東京)に参加した。新プログラム、改定時期が示されるまでは現行のとおり研修を継続する。

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧

掲載先(鳥取県子ども発達支援課ホームページ)  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1153836/coordinator.pdf>

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)		
					電話番号	メールアドレス			
東部	鳥取市	相談支援事業所	地域生活支援センターみんなの家	鳥取市美萩野2丁目81	0857-30-7677	t_minnancia@yahoo.co.jp	月～金 9:00～17:00		
			相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町1丁目131	0857-36-1151	summer2mmwc.or.jp	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00		
			障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目104-2	0857-22-9511	soyokaze@tottoricity-syakyo.or.jp	月～土 8:30～17:15		
			障害者支援センターしらほま	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6036	shirahama_shien@tottori-kousei.jp	月～金 9:00～17:00		
		医療機関	鳥取県立中央病院患者支援センター	鳥取市江津730	0857-26-2271	—	月～金 8:30～17:00		
			鳥取県看護協会訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	0857-21-3322	houmon@tottori-kangokyokai.or.jp	月～金 9:00～17:00		
			訪問看護ステーションつむぎ	鳥取市行徳1丁目312番地	0857-30-6981	info@o-tsumugi.com	月～金 9:00～17:00		
			訪問看護ステーションおさき	鳥取市湖山町北2丁目522番地2セコム山陰ITラボラトリー	0857-30-6022	—	月～金 9:00～17:00		
		療育機関	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津260	0857-29-8889	ryoikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15		
			①きずな訪問看護リハビリステーション②Relieve	鳥取市興南町113-2自然堂第1ビル2F	①0857-51-0151 ②0857-51-0291	voyuharik@yahoo.co.jp	①月～金 8:30～17:00 ②月～金 8:30～17:30		
その他	共に暮らす共に生きるおしどりの家	—	090-6833-7229	oshidori.dream@gmail.com	おしどりがフェス(毎月第3土曜日13:30～15:30開催)にて相談受付(それ以外の場合はメールにてお問合せください)				
中部	岩美町	市町村	岩美町住民生活課	岩美郡岩美町浦富675-1	0857-73-1411	soumu@iwami.gr.jp	月～金 8:30～17:15		
	若桜町	市町村	若桜町保健センター	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2214	hokenc@town.wakasa.lg.jp	月～金 8:30～17:15		
	八頭町	相談支援事業所	相談支援センターPIECE(ピース)	八頭郡八頭町宮谷191番地5	0858-71-0610	supportzone.piece@sweet.ocn.ne.jp	月～金 9:00～17:00		
中部	倉吉市	相談支援事業所	障害者支援センターくらし	倉吉市住吉町37-1	0858-23-8455	—	月～金 9:00～17:00		
			倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6239	happy@nojima-hospital.or.jp	月～金 8:30～17:30 ※この時間以外は携帯へ転送		
		療育機関	県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	0858-22-7191	Chubu-ryouikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15		
	湯梨浜町	市町村	教育機関	県立倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500	Kurayo-s@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～17:00	
			市町村	倉吉市子ども家庭課	倉吉市堺町2丁目253番地1(R2.1.6～)	0858-22-8220	—	月～金 8:30～17:15 ※相談で未所される場合は事前に連絡ください	
	琴浦町	市町村	相談支援事業所	相談支援センターサポートりんくす	東伯郡湯梨浜町龍島500番2F-E	0858-32-1001	saporisu@mail3.torichu.ne.jp	月～金 9:00～18:00 ※転送電話にて24時間対応可能	
			市町村	湯梨浜町子育て支援課	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5321	ykosodate@yurihama.jp	月～金 8:30～17:15	
琴浦町	市町村	琴浦町福祉あんしん課	東伯郡琴浦町徳万591番地2	0858-52-1706	fukushi@town.kotoura.tottori.jp	月～金 8:30～17:15			
西部	米子市	相談支援事業所	子ども相談支援センターカモミール	米子市米原1丁目8-13 スクエア米原2階	0859-57-7767	soudan.chamomile@npo-evergreen.jp	月～金 9:00～18:30 土 9:00～16:00 ※土、年末年始、祝祭日、日曜日、祭日、土曜日を除く		
			社会福祉法人博愛会相談支援事業所りんく	米子市一部440番地	0859-21-1310	rinku@hakuaien.net	月～金 8:30～17:30 ※緊急時は24時間対応(携帯へ転送)		
			社会福祉法人地域でくらす会障害者生活支援センターまぢくら	米子市西倉吉町83番地3	0859-35-5647	machikura@eagle.ocn.ne.jp	月～金 8:30～17:30 ※土曜日は事前予約にて相談受付		
			障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道楽町2丁目126-4稲田地所第5ビル1F	0859-37-2120	s-shien@sanmedia.or.jp	月～金 9:00～17:45		
		医療機関	鳥取大学医学部附属病院医療福祉支援センター	米子市西町36番地1	0859-38-6961	—	月～金 9:00～17:00		
			鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター	米子市西町36番地1	0859-38-6919	yuko23@tottori-u.ac.jp	月～金 9:00～17:00		
		療育機関	鳥取県立総合療育センター地域療育連携支援室	米子市上福原7丁目13-3	0859-38-2163	sogoryoikucen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:00		
		教育機関	県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13番4号	0859-22-6571	Kaikyo-s@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～17:00		
		市町村	米子市健康対策課	米子市錦町1丁目139番地3 ふれあいの里3階	0859-23-5472	kentai@city.yonago.lg.jp	月～金 8:30～17:15		
			米子市子ども相談課	米子市錦町1丁目139-1	0859-23-5456	kodomosoudan@city.yonago.lg.jp	月～金 8:30～17:15		
		その他	多機能型事業所びのきお	米子市南三柳3606-1	0859-36-8887	tokuhi.pinokio@five.jp	火～金 9:00～18:00		
		境港市	市町村	相談支援事業所	障害者支援センターさかいみなど	境港市外江町2072	0859-44-2520	sakaiminato_shien@tottori.kousei.jp	月～金 9:30～18:00
				市町村	境港市健康推進課	境港市上道町3000	0859-47-1042	kenko@city.sakaiminato.lg.jp	月～金 8:30～17:15 ※相談で未所される場合は事前に連絡ください
大山町	相談支援事業所	障害者生活支援事業所はまなす	西伯郡大山町田中1383	0858-58-6161	hamanasu@sasakicl.jp	月～金 8:30～17:30			
江府町	相談支援事業所	社会福祉法人尚仁福祉会 相談支援事業所 江美の郷	日野郡江府町大字久通7番地	0859-72-3210	soudansien@syoujn.or.jp	月～金 9:00～17:00			

## 医療型短期入所実施医療機関同士の意見交換会(結果概要)

～令和元年度第1回鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議にて～ ※1

### 1 日時

令和元年12月26日(木) 午後7時から午後8時50分

### 2 出席機関(重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業の参加機関)

- 鳥取県立中央病院(医療局、小児科)
- 鳥取県立厚生病院(医療局)
- 鳥取県中部医師会立・三朝温泉病院(内科)
- 社会医療法人仁厚会・藤井正雄記念病院(神経内科)
- 医療法人同愛会 博愛病院(神経内科)
- 医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック

### 3 意見交換内容

医療型ショートステイにおけるヘルパー付添の状況、各医療機関の取組状況及び課題

### 4 意見交換結果概要

#### (1) 博愛こども発達・在宅支援クリニックの取組状況

- 事前に利用者の状況を把握した上で一日のケアスケジュールを整理する。また、家族と十分な意思疎通を図り、マンパワー不足等により対応が難しい場合にはケアの時間帯をずらす、支障のない程度にケアの簡素化等も試みる。それらによりヘルパー付添いが必要な時間帯や支援内容の明確化が図られている。
- 家族に対して医療機関で対応できるケアの水準を伝えることの必要性や、ケアの見直しが家族の負担軽減にもつながることが紹介された。

#### (2) 他の医療機関の取組状況及び課題

- 病棟規模や個室対応から看護師のみでの常時見守りが難しいこと、今以上の期間や回数の利用希望には看護師のシフト上の増員対応が難しいことが紹介された。
- 結果として、ヘルパーの常時付き添いが必要であり、利用者は一か月前の利用申し込みが必要であるため、緊急的な受け入れ対応ができない状況が説明された。

〈参考〉※1 鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議について

【趣旨】重症心身障がい児・者及びその家族等に対する施策の参考とするため、医療に関する有識者等の意見を

聴取することを目的とした会議。(年1回程度開催)

#### 【意見を求める事項】

- (1) 重症心身障がい児・者及びその家族等の支援体制整備の推進に関すること
- (2) 医療・福祉・周産期医療体制の強化に関すること
- (3) 各関係医療機関の機能分担の調整に関すること
- (4) 各医療圏域における関係医療機関の連携推進に関すること
- (5) 他県の関係医療機関との連携に関すること

【委員】専門的知見等を有する者のうちから県が依頼した者

※今年度は、鳥取大学医学部付属病院、鳥取医療センター、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園、中央病院、厚生病院、藤井正雄記念病院、博愛病院、博愛こども発達・在宅支援クリニック、看護協会、各圏域の医師会が出席。

～ もしもの時だけでなく、介護者の休息のためにも利用できるサービス ～

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を提供するサービス。介護者にとっては、レスパイト(休息)としての役割も担っている。

日本では、1976(昭和51)年の「住宅重度障害児(者)緊急保護事業」を契機として、介護者の疾病や冠婚葬祭等により一時的に施設入所が可能になった。

その後、90年代に欧米から「レスパイト」の考え方が持ち込まれ、「家族等の介護を一時的に代行することにより、時間と機会を提供する家族支援サービス」としても利用の促進が図られるようになった。

(1)対象者

居宅でその介護を担う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方

■福祉型(障害者支援施設等において実施)

- ・障害支援区分が区分1以上である方
- ・障がい児の障がいの度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童

■医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施)

- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等

(2)サービスの内容


当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。

これまでの医療型ショートステイの提供状況

医療的ケアが必要な方や重症心身障がい児者が、地域で安心して生活していくためには医療機関の関わりが不可欠であるが、これまで医療機関等が実施する「医療型ショートステイ」の充実は十分に図られてこなかった。

① 県立 総合療育センター  
(所在地:米子市上福原七丁目13-3)

■対象者:児・者  
■定員:6名(空床型)  
■受入日:毎日(日帰り利用可)

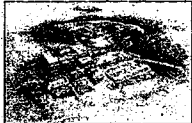


③ 療養介護事業所 松江療育園  
(社会福祉法人島根整肢学園 東部島根医療福祉センター)  
(所在地:島根県松江市東生馬町15-1)

■対象者:児・者  
■定員:5名(併設型)  
■受入日:毎日(日帰り利用可)


② 国立病院機構 鳥取医療センター  
(所在地:鳥取市三津876)

■対象者:児・者  
■定員:制限なし(空床型)  
■受入日:毎日(日帰り利用可)



④ 国立病院機構 松江医療センター  
(所在地:松江市上乃木五丁目8-31)

■対象者:児・者  
■定員:5名(空床型)  
■受入日:毎日(日帰り利用可)






# 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

鳥取県では、地域で生活する重度障がい児者や家族の皆さんが安心して医療型ショートステイを利用できることはもちろん、医療機関等にとってもサービスを提供しやすい環境整備を図るため、2014(平成26)年から県独自の補助事業に取り組んでいる。

## 1 医療機関等に対する補助

### (1)対象事業者

障害者総合支援法に基づく指定短期入所事業所である医療機関

### (2)補助内容

- 医療型ショートステイとして利用者を受け入れた場合に、入院診療報酬単価と医療型ショートステイの報酬相当額との差額を補助
- 医療型ショートステイに従事する看護師、事務職員等の人件費相当額 等

## 2 ヘルパー事業所・訪問看護事業所に対する補助

### (1)対象事業者

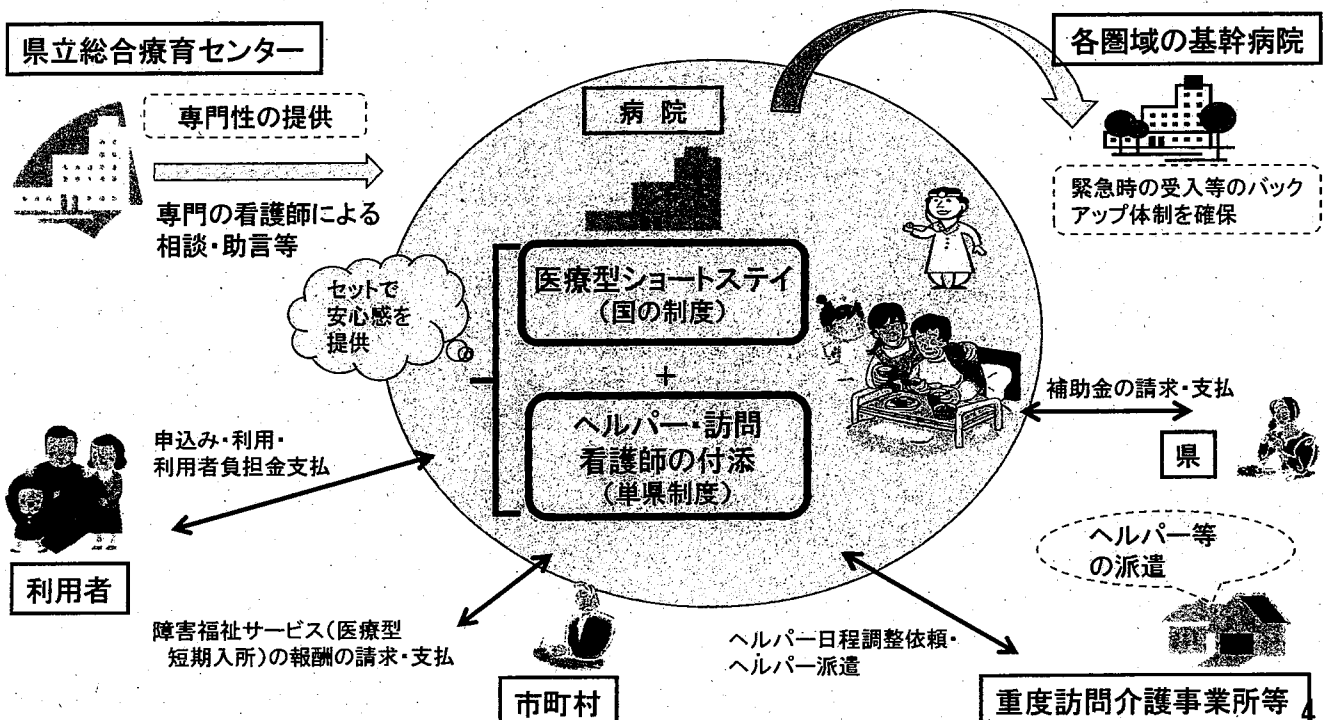
障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護の事業所  
介護保険法・医療保険法等に基づく訪問看護の事業所

### (2)補助内容

- 医療型ショートステイの利用の際、家族等に代わって見守りを行った場合の人件費相当額
- 利用者の支援内容の把握のために必要な見守り等に要する人件費相当額
- 医療型ショートステイの利用のための外来診療の付添いに要する人件費相当額 等

# 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等が、地域で安心して医療型ショートステイを利用できるよう、実施医療機関に対して経費を補助するとともに、見守りを行うヘルパー・訪問看護師の派遣経費を補助する。



# 本事業に参加している医療機関の状況

今年度、本事業に参加している医療機関は次のとおり。



## 県内の医療型ショートステイの実施実績

圏域	医療機関名	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019※)
西部	①博愛病院 [H30~]	—	—	—	—	22	21
	②博愛こども発達・在宅支援クリニック [R1~]	—	—	—	—	—	108
	(山陰労災病院 [H26~H28])	26	17	15	—	—	—
中部	③三朝温泉病院 [H26~]	54	82	82	29	3	5
	④藤井政雄記念病院 [H30~]	—	—	—	—	2	0
	⑤県立厚生病院 [R1~]	—	—	—	—	—	0
東部	⑥県立中央病院 [H26~]	8	32	39	15	24	10
		88	131	136	44	51	144

※令和元年度は4月から11月までの実績

- 平成29年度は、医療機関(西部)・ヘルパー事業所(中部)の撤退等があり、全体的に低調だった。
- 平成30年度は、西部圏域で博愛病院(新規)、中部圏域で三朝温泉病院(再)及び藤井政雄記念病院(新規)が参入したことで県内全域での事業実施を行うことができた。
- 令和元年度は、西部圏域で博愛こども発達・在宅支援クリニック(新規)が、中部圏域で県立厚生病院(新規)が参入した。(※中部圏域は、児童の付添対応が可能なヘルパー事業所がないため、児童の受入れはできていない。)

県内の短期入所事業所一覧(黄色セル:医療的ケア対応可)

令和元年12月時点

市町村名	事業番号	事業所名	所在地	形態	利用可能な曜日	看護師のいる時間帯	看護師配置人数	医療的ケア対応可否 ※右下の語句説明を参照ください										利用可能年齢	定員	個室料	送迎	入浴	日帰り利用	その他(条件等)	連絡先
								胃ろう	経鼻栄養	IVH	人工呼吸器	気管切開	エアウェイ	たん吸引	その他の医ケアの制限										
鳥取市	1	松の聖母成人寮	鳥取市伏野1558-3	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	8時~17時	2名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	(18)歳以上	0名	不要	なし	-	なし		0857-59-0361	
	2	松の聖母学園	鳥取市白兔12-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	8時~17時	2名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	(18)歳以上	0名	不要	なし	-	なし		0857-59-0361	
	3	松の聖母あすなろ園	鳥取市伏野1558-12	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	-	0名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	(18)歳以下	0名	不要	なし	-	なし		0857-30-7716	
	4	障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西3丁目113-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	平日 7時30分~18時15分 ※交替勤務	3名	可	可	否	否	否	否	可	可	可	特になし (未就学児不可)	(併設)4名 (空床の範囲)	不要	あり (保護者同乗)	週2回までOK	可 (日中一時)	一部医療的ケア対象の受入可	0857-28-4717 (担当:岩見)	
	5	障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西3丁目127	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	平日 8時30分~17時15分	1名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	特になし (未就学児不可)	(併設)6名 (空床の範囲)	不要	あり (保護者同乗)	-	可 (日中一時)	医療的ケア体制等未整備のため基本的に入りが困難	0857-28-0860 (担当:宮城)	
	6	白兔はまなす園	鳥取市伏野2256-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	平日 8時30分~17時15分	1名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	特になし (未就学児不可)	(併設)2名 (空床の範囲)	不要	なし	-	可 (日中一時)	医療的ケア体制等未整備のため基本的に入りが困難	0857-59-0052	
	7	障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西3丁目113-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	平日 8時30分~17時15分	1名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	特になし (未就学児不可)	(空床の範囲)	不要	あり	-	可 (日中一時)	医療的ケア体制等未整備のため基本的に入りが困難	0857-59-1911 (担当:寺嶋)	
	8	鹿野かちみ園	鳥取市鹿野町今市1078	空床型・併設型・単独型	月火水木金	平日 8時45分~17時30分	2名	否	否	否	否	否	否	可	可	可	特になし (未就学児不可)	(併設)2名 (空床の範囲)	不要	なし	○	現在不可	医療的ケア体制等未整備のため基本的に入りが困難	0857-84-2033 (担当:野崎)	
	9	鹿野第二かちみ園	鳥取市鹿野町寺内102	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	平日 8時45分~17時30分	1名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	特になし (未就学児不可)	(併設)3名 (空床の範囲)	不要	なし	-	可 (日中一時)	医療的ケア体制等未整備のため基本的に入りが困難	0857-84-3267	
	●	10	鳥取県中央病院	鳥取市江津730	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	0時~24時	500名以上	可	可	可	可	可	可	可	可	制限なし	(0)歳以上	1名	不要	なし	要相談	可 (14時~17時)	24時間ヘルパー付き添い必要	0857-21-8501 (担当:草刈)
	11	短期入所このゆびとまれ	鳥取市江津1130	空床型・併設型・単独型	月火水木金土(休日、祝日休み)	-	0名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	( )歳以上	0名					看護師を配置していないため重心の方について相談により可能	0857-21-8341 (担当:藤原)	
	12	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津8768	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	0時~24時	98名	可	可	可	可	可	可	可	可	可	制限なし	(0)歳以上	3名	不要	なし	月・水・金	可	事前に医師の診察あり	0857-59-1111
岩美町	13	NPO法人きなんせこども館	岩美郡岩美町浦富2475番地33	空床型・併設型・単独型	月火水(その他の曜日は要相談)	0時~24時	2名	可	可	可	可	可	可	可	可	(0)歳以上	3名	不要	あり	火・木	可	平常時に生活介護・放課後等デイ等で利用されている方のみ緊急受入可	0857-72-3512 (担当:澤)		
智頭町	14	短期入所あおぞら	八頭郡智頭町大字市瀬1322	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	-	0名	否	否	否	否	否	否	否	否		0名						0858-75-4701		

1日当たりの受入定員(東部圏域)

11名

倉吉市	●	1	厚生病院	倉吉市東昭和町150	空床型・併設型・単独型	月火水木金	9時~17時	可	可	可	可	可	可	可	可	要相談	(0~18)歳	1名	不要	なし		可	未開始、調整中	
	1	県立皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	-	0名	否	否	否	否	否	否	否	否	否	(0~18)歳	0名	不要	なし	-	可 (日中一時)	事前面談必要	0858-22-7188
	2	シヨートステイ ル・ソラリオン	倉吉市山根550-3	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日	7時~22時	10名	可	否	否	否	否	否	可	可	要相談	(18)歳以上	1名	要	あり	週2回までOK	可		0858-26-0115 (担当:榎田)
	●	3	社会医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	0時~24時	40名	可	可	可	可	可	可	可	制限なし	(3)歳以上	1名	不要	なし	月~金	可	事前に医師の診察ありヘルパー付き添い必要	0858-26-2111 (担当:福田)
4	共生ホームこころ	倉吉市堺町2丁目239-87	空床型・併設型・単独型	月火水木金土(休日、祝日休み)	9時~17時	2名	否	否	否	否	否	否	可			(18)歳以上	2名	不要	なし	○	不可	支援員不足のため月1回程度受入	0858-27-2777 (担当:石丸)	
湯梨浜町	5	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町光吉9-2	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	0時~24時	2名	否	否	否	否	否	否	原則対応不可	(0)歳以上	定員なし (空床数)	不要	あり (ただし町内のみ)	-	可			0858-35-2435	
三朝町	●	6	中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690番地	空床型・併設型・単独型	月火水木金	0時~24時	22名	可	可	可	否	否	可	可	なし	(18)歳以上	1名	不要	なし	要相談	可		0858-43-1321

1日当たりの受入定員(中部圏域)

5名

市町村名	事業番号	事業所名	所在地	形態	利用可能な曜日	看護師のいる時間帯	看護師配置人数	医療的ケア対応の可否 ※右下の語句説明を参照ください								利用可能年齢	定員	個室料	送迎	入浴	日帰り利用	その他(条件等)	連絡先
								胃ろう	経鼻栄養	IVH	人工呼吸器	気管切開	エアウェイ	たん吸引	その他の医療的ケアの制限								
米子市	1	短期入所いきいきわれもこう	米子市彦名町2850-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日	—	0名	否	否	否	否	否	否	否	—	(6)歳以上	3名	不要	なし		可		0859-24-2053
	2	短期入所いきいきかわさきわれもこう	米子市河崎1414	空床型・併設型・単独型	月火水木	—	0名	否	否	否	否	否	否	—	(6)歳以上	5名	不要	なし		可			0859-21-4123
	● 3	博愛こども発達・在宅支援クリニック	米子市両三柳1880	空床型・併設型・単独型	月火水木金	9時～17時30分	1名以上	可	可	可	可	可	可	可	制限なし	(0)歳以上	5名	不要	要相談	確認中	可	ヘルパー同伴が望ましい(入浴時の介助をお願いする場合あり)	0859-29-8010(担当:石谷)
	4	もみの木園	米子市富益町4660	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日	平日 8時30分～17時30分	常勤2名 非常勤1名	否	否	否	否	可	否	可	—	指定なし	2名	不要	要相談	要相談	可	看護師配置の関係上、休日・夜間の受け入れは困難	0859-28-8470(担当:宮倉)
	5	ショートステイ和桜	米子市富益町4684	空床型・併設型・単独型	月火水木金土	8時30分～17時30分	1名	否	否	否	否	否	否	—	(18)歳以上	1名	不要	あり(有償)		不可			0859-28-5477
	6	なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	8時30分～17時30分	1名	可	否	否	否	否	可	医療依存度が高い方の受入は困難(相談要)	(20)歳以上	16名(現状1名)	要(1,970円)	対応可	週2回	不可	身体障害者のみ受入可	0859-26-5566(担当:ショートステイの相談員)	
	7	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原7-13-3	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日	0時～24時	23名	可	可	可	可	可	可	—	(0)歳以上	6名	不要	あり(条件付)	平日のみ宿泊により調整	可			0859-38-2163(担当:)
	8	あかり広場	米子市皆生温泉2-2-15	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日	8時30分～17時30分	1名	否	否	否	否	否	否	—	(18)歳以上	2名	要(1,580円)	あり		不可			0859-35-0505
	9	皆生やまと園	米子市皆生新田2丁目3-1	空床型・併設型・単独型	相談による	平日 8時30分～17時15分	2名	否	否	否	否	否	否	—	指定なし	2名	不要	なし		可	現在医療的ケアが必要な方の受入は考えていない。	0859-36-8155	
	10	NPO法人希望の星	米子市皆生新田2丁目5	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	8時～17時(夜間、必要時配置)	3名	可	否	否	否	否	可	導尿可	(3)歳以上	4名	不要	なし	○	可(日中一時)			0859-21-2080(担当:赤松)
境港市	11	光洋の里(短期入所)	境港市渡町2480	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	8時30分～17時30分	3.6名	否	否	否	否	否	否	—	特に無し	5名	不要	あり(施設より15km圏内・不可能な場合もあり)		否	重症心身障がい児者であっても「医療行為が無し」であれば受け入れは可能(面接により不可能もあり)	0859-45-5400	
	12	小規模生活単位型指定短期入所生活介護 新さかい幸朋苑	境港市上道町2053-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	8時～18時	1名	可	否	否	否	否	可	たん吸引の方の夜間受入は要相談	(18)歳以上	16名(現状:障害1名)	2,010円	あり(市内のみ)	週2回	可			0859-47-6511(担当:紺本)
大山町	13	ショートステイ ル・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪520番地1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	9時～18時	1名	可	可	否	否	否	否	—	児童は要相談	1名	2部屋 1,150円 1,300円	あり(町内、淀江、赤碓まで)	○	可(特定短期入所)	夜間のケアが困難なため、希望者の状態を見て受入可能か判断	0859-54-6500(担当:森下)	
南部町	14	祥福園	南部町福成3293	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(部屋が空いていれば)	8時30分～19時	3名	否	否	否	否	否	否	—	(18)歳以上	2名	不要	なし		可(日中一時)		0859-66-5171	
伯耆町	15	特別養護老人ホーム ことぶき	西伯郡伯耆町長山161-1	空床型・併設型・単独型	月火水木金土日(休日、祝日含む)	0時～24時	3名	可	可	否	否	否	否	—	( )歳以上	10名(現状1名)	不要	あり	○	不可	介護保険施設利用者は、40歳以上で要介護認定を受けたものに限る	0859-39-9700(担当:船越)	

●・・・重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業(県事業)に参加している事業所

1日当たりの受入定員(西部圏域) 21名

〈語句説明〉

胃ろう(腸ろう)

…口から食事を十分に摂ることができない場合に、胃ろう(腸ろう)から流動食や栄養剤などを注入します。

経鼻栄養

…口から食事を十分に摂ることができない場合に、鼻からの経管栄養チューブにより、流動食や栄養剤などを注入します。

IVH

…口から食事が摂ることができず、また胃ろうの造設等も難しい場合に、点滴により静脈から高カロリー栄養剤を補給します。

人工呼吸器

…呼吸の補助(過剰にたまった二酸化炭素を排出と、酸素の取り込み)のための機器を使用します。

気管切開

…肺に空気を送ったり、痰を吸引するために、気管(のど仏の下あたり)に穴をあけ、気管内カニューレを挿入しています。

エアウェイ

…空気の通り道が狭くなり、楽に呼吸ができない場合に、鼻腔から咽頭までの舌根を越える位置までチューブを入れて、空気の通り道を確保しています。

たん吸引

…筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な場合に、口腔内、鼻腔内、気管カニューレから、吸引器によるたんの吸引をします。

## 圏域別医療ケアに対応できる短期入所と医療型短期入所の支給・利用状況 (平成31年3月実績)

	医療型短期入所の枠数			医療的ケア対応可の枠数		
	東部	中部	西部	東部	中部	西部
1日あたりの枠数	4	2	11	11	5	21
ひと月あたりの枠数 ※月30日として	120	60	330	330	150	630

		東部			中部			西部		
		日	人	日	人	日	人	日	人	
ひと月の支給日数 (医療型短期入所)	児(18歳未満)	日	100	33	303					
		人	8	3	26					
	者(18歳以上)	日	136	38	311					
		人	13	3	21					
	合計	日	236	71	614					
		人	21	6	47					

		東部			中部			西部		
		日	人	日	人	日	人	日	人	
平成31年3月の利用実績 (医療型短期入所)	児(18歳未満)	日	54	4	110					
		人	5	1	18					
	者(18歳以上)	日	53	1	92					
		人	11	1	8					
	合計	日	107	5	202					
		人	16	2	26					

		医療型短期入所の枠数に対して			医療的ケア対応可の枠数に対して		
		東部	中部	西部	東部	中部	西部
ひと月の支給日数/枠数(%)	児(18歳未満)	83.3%	55.0%	91.8%	30.3%	22.0%	48.1%
	者(18歳以上)	113.3%	63.3%	94.2%	41.2%	25.3%	49.4%
	合計	196.7%	118.3%	186.1%	71.5%	47.3%	97.5%

		医療型短期入所の枠数に対して			医療的ケア対応可の枠数に対して		
		東部	中部	西部	東部	中部	西部
平成31年3月の利用/枠数(%)	児(18歳未満)	45.0%	6.7%	33.3%	16.4%	2.7%	17.5%
	者(18歳以上)	44.2%	1.7%	27.9%	16.1%	0.7%	14.6%
	合計	89.2%	8.3%	61.2%	32.4%	3.3%	32.1%

		東部			中部			西部		
		日	人	日	人	日	人	日	人	
平成31年3月の利用日数 /ひと月の支給日数(%)	児(18歳未満)	54.0%	12.1%	36.3%						
	者(18歳以上)	39.0%	2.6%	29.6%						
	合計	45.3%	7.0%	32.9%						

		東部			中部			西部		
		日	人	日	人	日	人	日	人	
人口(人)		225632	100172	230882						
ひと月の支給日数 /人口(%)	児(18歳未満)	0.04%	0.03%	0.13%						
	者(18歳以上)	0.06%	0.04%	0.13%						
	合計	0.10%	0.07%	0.27%						

令和2年度 医療的ケア児者に関わる県の事業一覧(案)

(単位:千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R2予算(案)	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	1	在宅生活支援事業(医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業)	障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。 (1)施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。(県45%、市町村45%、本人10%) (2)家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) (3)エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時助成を要する在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレス料を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) (4)要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。(県1/2、市町村1/2) (5)要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。(県1/2、市町村1/2) (6)重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。(県1/2、市町村0~1/2、事業所0~1/2) (7)入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) (8)家庭内排痰補助装置助成事業 常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のリース料を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) (9)身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳(聴覚機能障害)の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3)	子ども発達支援課	10,555	-	単県	-
	2	医療的ケア児等コーディネーター養成事業(医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業)	医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する人材(医療的ケア児等コーディネーター)を養成する。(研修対象者:相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域でコーディネーターの役割を担う者)	子ども発達支援課	1,528	1/2	1/2	-
	3	医療的ケア児等と家族のためのレクリエーション事業(医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業)	日常生活において制約を受けることが多い医療的ケア児とその家族を対象に、新たな経験や家族の交流の場として、また日常的に子どもの介護に多くの時間を費やしている保護者の負担軽減を図り、併せて、医療的ケア児等に対する県民への理解啓発を図ることを目的に、療育キャンプを開催する。※一部クラウドファンディング型ふるさと納税を活用	子ども発達支援課	1,962	-	462	1500
	4	障がい児者事業所職員等研修事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。	子ども発達支援課	345	-	単県	-
	5	重度障がい児者相談員設置事業(障がい児等地域療育支援・相談事業の細事業)	重度障がい児者とその保護者の悩みや思いに寄り添い、相談に応じ、適切な情報提供や豊富な経験に基づく助言等を行う相談員を配置する。(3名:各圏域1名ずつ)	子ども発達支援課	360	-	単県	-
	6	医療型ショートステイ総合支援事業	医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター(以下「センター」という。)のショートステイ利用が近年増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。 (1)【新】訪問型レスパイト支援モデル事業補助金【3,928千円:補助率:県10/10】 医療的ケアの必要な障がい児者(県内に在住するセンター利用者に限る)のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】:訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額(2時間を超えた部分から)自己負担530円を控除した額。 (2)【新】医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金【720千円:補助率:県10/10】 西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターへのショートステイ利用の促進を図ることにより、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】:松江医療センターまでの交通費を助成 自家用車利用6千円/回 UDタクシー利用18千円/回 (3)【拡充】重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金【13,846千円:補助率:県9/10、10/10】 医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。 【拡充】:補助対象事業者に介護老人保健施設を追加、ヘルパー単価の増額	子ども発達支援課	18,494	-	単県	-
	7	NICUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。	子ども発達支援課	800	-	単県	-
	8	医療的ケア児等に係る人材確保事業	重症心身障がい児及び医療的ケア児(以下「医療的ケア児等」という。)を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。	子ども発達支援課	338	-	単県	-
	9	医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業	日本財団と共同で推進している「難病の子どもと家族の地域生活支援の中核を担う施設」を活用して、人材育成や一時預かりを実施するなど、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支えるための環境整備を図る。	子ども発達支援課	5,190	一部1/2	1/2又は単県	-



分野	番号	事業名	概要	担当課	R2予算 (案)	財源			
						国	県	その他	
保健・福祉	10	重度障がい児者支援事業	重症心身障がい児者等が地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場(ショートステイ含む)の充実を図る。 (1) 重度障がい児者日中支援事業(県1/2、市町村1/2) 生活介護事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。 (2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業(県1/2、市町村1/2) 短期入所事業所において、重症心身障がい児者の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。 (3) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業 生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。	障がい福祉課	32,642	—	単県	—	
	11	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う(補助率:サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額(国1/2、県1/4、市町村負担1/4) ※財政力指数に応じた減率あり)		19,196	2/3	1/3	—	
	12	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。		1,730	—	—	基金	
	13	小児慢性特定疾病対策事業	慢性疾患により長期にわたり治療を必要とする児童等の健全な育成を図るため、県及び市町村が小児慢性特定疾病児童に対し、医療の給付及び日常生活用具の給付を行う。		94,741	1/2	1/2 又は 1/4	—	
	14	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等(以下「慢性疾病児童等」という。)の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。 (1)慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業 慢性疾病児童等及びその家族に必要な支援、実施事業、事業等の効果について審議等を行う。 (2)相談支援事業、交流・研修事業(鳥取大学に委託) 慢性疾病児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会等の実施。	家庭支援課	3,634	1/2	1/2	—	
	15	保育サービス多様化促進事業	(1)単県事業 各市町村が特別な支援が必要と認めた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費を助成する市町村に補助する。 ア 障がい児保育 各市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成 イ 医療的ケア児保育 各市町村が医療的ケアが必要と認めた子どもに対して、看護師等を配置又は訪問看護の利用により看護師等を派遣する場合に助成 ウ 乳児保育 特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成(私立施設のみ) (2)間接補助事業 ア 医療的ケア児保育支援モデル事業(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4) 地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用、医療的ケア児の受け入れを行う保育園等に必要に応じて看護師の派遣に要する経費を補助し、保育所において医療的ケア児の受け入れができる体制整備を行う。 イ 保育環境改善等事業(障がい児受入促進事業)(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3) 障がい児を受け入れるための改修等により、保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的に、既存施設の改修を行う市町村に対し、保育対策総合支援事業補助金を活用してその支援を行う。	子育て王国課	89,407	1/2 又は 1/3	1/3 又は 1/4 又は 単県	—	
	16	難病等医療費助成事業	指定難病(333疾患)に罹患した患者の医療費の一部を公費負担するほか、スモン等の患者に対して特定疾患治療研究事業として医療費の公費負担を実施する。		740,209	1/2	1/2 又は 単県	—	
	17	難病患者療養支援事業	難病の患者に対する受入病院の確保を図ると共に、難病の患者及びその家族等に対する相談支援や、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養支援を行うことにより、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。 (1)難病患者地域支援対策推進事業 難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会・患者交流会の開催、保険師等による訪問指導(診療)・訪問相談を実施する。 (2)在宅難病患者一時入院事業 常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行うことができる病床を確保し、医療機関に受入れを委託する。 (3)在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を使用する難病の患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。	健康政策課	12,832	1/2	1/2	—	
	18	難病相談・支援センター等設置委託	難病患者及びその家族に対し、各種相談に応じる鳥取難病相談・支援センター及び鳥取県難病医療連絡協議会を国立病院機構鳥取医療センター及び鳥取大学医学部付属病院に委託する。		21,013	1/2	1/2	—	
	教育	20	特別支援教育充実費 (医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実)	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科の開催 ・特別支援学校医療的ケア担当者会議の開催 ・学校看護師の保険加入	特別支援教育課	396	—	単県	—
		21	特別支援教育における専門性向上事業 (医療的ケア専門性向上事業)	医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師や教職員に対し専門性を高める研修を行う。		429	一部 1/3	単県	—
		22	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。	教育人材開発課	人件費	1/3	2/3	—

平成30年度 鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会(第1回)委員及びオブザーバーの意見の概要

大項目	小項目	意見
受入先の不足	訪問系事業所	入浴支援を受けられていない、居宅介護事業所が少ない
	通所系事業所	中部では、日中活動、特に放課後等デイの事業所がない
		預けられる事業所がない
	医療型ショートステイ	小学校就学前までに日中活動の場がないと、小学校就学のときに通学の日数が確保できず困ることが起きている。どれだけ普段の日に外に出ているの?ということが入学前に聞かれ、それを参考として通学日数が決められている
		中央病院のショートステイが利用しづらい
		博愛病院のショートステイは、気管切開した人はなかなか受け入れられていない ショートステイは中部ではほとんど利用できない 総合療育センターでは短期入所は6床あるが、短期入所自体非常に波のあるサービスである上に、利用者の健康面が安定しないので、継続的に人を雇うことが難しい。体調不良が多くあるので調整を行ってもキャンセルということはざらにあり、金銭面の保障がないと民間には厳しい、医療依存度の高い人はやはり受け入れがたいということになる
	保育園での受け入れ	在宅人工呼吸器を装着している医療的ケア児は、常時の見守りの体制がないと保育園での受け入れは難しい
保育園は看護師配置があるところが限られている		
受入のためのシステム	福祉の現場では看護師へ医師からの指示書みたいなものはないため、医療依存度の高い人の支援をするのが厳しいという印象を誰もが受けることになる。医者や看護師を守るシステムが必要であり、人を増やしても難しいものは難しい。何のバックアップもない中で始めるのは厳しいので、支えるシステムを作る必要がある	
人材	人材確保	ヘルパーが絶対的に不足している
		パートが多く、正職員が少ない。特に看護師に関しては、正職員に負担が掛かっている。人を募集してもなかなか来てもらえない。
	人材育成	東部の相談支援事業所と一緒に事例検討を行う研修を行った。週間スケジュール表に入浴介助を入れることについて、相談支援専門員がこういう入れ方を思いつかなかったといわれた。こういう情報交換ができれば草の根的に良くなっていく。
		医療的ケア児者を知らないヘルパーや看護師は、対応が怖いと言われて敬遠される。不足感の中には提供側が「障がい児者を知らない」という原因もあるのではないかと考えている。 小児在宅支援センターにお世話になり、教育システムに乗っかっている。やったことがない人は怖くてできないので、OJTが重要。日本財団の支援が離れても継続できるかどうか課題。 OJT研修で小児在宅支援センターにはお世話になっている。このため、看護師も安心して支援できている。
児在宅医療	訪問看護	訪問看護が受けたいときに受けられない。希望と実際に入れる時間が違って、利用も30分から1時間まで。制度的な問題かも知れないが、外出時にも、訪問看護は使えない。「来て欲しい時間」は皆同じなので、重なることも多い。 県内の訪問看護師300人のうち、小児を勉強している人50人くらい。医ケア児を受けられるところは更に少ない、学校から帰った時間帯が一番忙しい。利用時間については、2時間と言われても2時間いることができず、長時間の加算をもらうしかない。これはマンパワーの問題ではなく、国の制度の問題。
	地域の小児科医	小児科は往診するドクターがいない。午前も午後も診療しているため、外に出られない。処置は出来るが、やはり福祉は取っつきにくい。小児科医は介護保険のことを知らないくらい福祉のことは疎い。
移動支援	通学支援	医療的ケア児の通学保障の問題は、かねてからの課題。 次の4月から2人特別支援学校に就学する。呼吸器、マンツーマン対応での教育機関での看護師配置が週どれくらいかで、何日通学できるかが決まる。地理的な問題から通学支援が必要となる。学校に行くときに保護者が休まないといけない。登校できない場合もあるが、そのときの受け入れ先(レスパイト先)もない。 通学支援を使っている子は、ヘルパーが家にお迎え、お母さんと一緒に通学、その後、ヘルパーがお母さんを送って帰る。救急車呼ぶまでもない体調不良のような、不意のお迎えが、このやり方では難しい。
	移動支援	医療的ケアがあると、1台の車に一人しか乗ることができない。看護師や運転手の課題があるのに、全て民間にできるのかどうか疑問。移動支援を使うにしても同じ時間に利用が重なることは容易に想像できる(内藤氏)。
成人期の地域生活	就労系事業所	就労事業に関して、通う事業所がない。医療的ケアに限らず、そもそも車椅子の人が通う事業所がない。
	療養介護と地域での支援	西部には療養介護がないため、医療的ケアがあっても入所という選択肢がない。在宅となると必然的に多くの福祉サービスを使う。短期入所の支給決定を25~28日行っている人もいて、それでもやはり在宅生活なのかというジレンマがある。GHや民間賃貸にフルに福祉サービスを入れても生活のシミュレーションもできない人が多くいる。 ALSの方は松江が鳥取の医療センターに行くほかない。医療のレスパイトしかだめ、だから在宅(訪問)サービスしか受けられない。
実態把握	実態把握	医療的ケア児者の実態が把握できていない。
災害時の対応	災害時の対応	災害時の対応も考えておく必要がある。